

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地
法人名
代表者名

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 _____ 円
- (2) 算出の基礎

2 介護施設等の名称、種類及び所在地

- (1) 名 称
- (2) 種 類
- (3) 所在地

3 補助事業等の開始予定日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事請負契約書又は工事見積書
- (4) 設計監理契約書
- (5) 建物面積表及び建物設計書
- (6) 工程表
- (7) その他市長が必要と認める書類

様

大阪市長

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第9条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。既存の建物等を賃借し、改修等をする場合について補助金の交付を受けるときの補助対象施設の廃止も同様とし、その後の建物の利用や賃貸借契約の内容にかかわらず、建物の賃借人である補助事業者が補助金の返還を行うこと。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、消費税仕入控除税額報告書（様式第12号）により市長

に報告しなければならない。補助金に係る控除税額があることが確定した場合には、本市に納付しなければならない。なお、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で申告を行っている場合は、本部（本社、本所等）の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けなければならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す等本市が行う手続に準拠しなければならない。
- (12) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業者が前各号の条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金を本市に返還させることがある。
- (14) 補助事業者は、次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、速やかに本市に報告し、その指示を受けなければならない。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - ウ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
 - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者
- (15) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市介護施設等における看取り環境整備補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地
法人名
代表者名

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号にて通知のあった大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金の交付決定について、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者名

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者名

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金について、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地
法人名
代表者名

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額 金 _____ 円

2 介護施設等の名称、種類及び所在地

- (1) 名 称
- (2) 種 類
- (3) 所在地

3 添付書類

- (1) 工事費精算書（ただし、2か年以上の継続事業のため工事完成していない場合、収支決算書とする。）
- (2) 工事請負契約書
- (3) 設計監理契約書
- (4) 建物面積表及び建物設計書
- (5) 工事完成写真（ただし、2か年以上の継続事業のため工事完成していない場合、年度末時点における工事施工箇所の現況写真とする。）
- (6) 請求書又は領収書及び振込金受取書の写し
- (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の写し及び消防検査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は2か年以上の継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く）
- (8) 消防検査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は2か年以上の継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く。）
- (9) 工程表（ただし、2か年以上の継続事業のため工事完成していない場合のみ）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(様式第9号)

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金支払報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払が完了しましたので、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、領収書及び振込金受領書の写しを添えて報告をします。

(様式第 11 号)

第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定した大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(様式第 12 号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業等について、大阪市介護職員の宿舎施設整備事業補助金交付要綱第 6 条第 4 項第 4 号の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 2 の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2 の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの